

東京女子医科大学 実験動物研究所

「研究所防災の手引き・第5版改訂」

本研究所の防災体制は、「学校法人東京女子医科大学防火・防災管理規程」に準じて行う管理とし、災害時には、大学の指示を待ち、独自に行動すべき場合には以下の要領で実施する

A. 研究所職員用

(勤務時間内)

1. 災害発生時：身体の安全を確保しつつ大声で各部屋の人々に知らせ災害規模が小さければ初期消火等を行う。
※安全確保を第一に行動し、利用者の状況や職員の作業場所を連絡し安否を確認する。急を要する場合は、守衛室（内線42199）もしくは防災センター（内線21196）に連絡する。
※災害の種類や規模により判断するが、職員は研究所事務室に集合し研究所内の状況を連絡しあい、大学の指示を待ち指定避難場所に避難もしくは防災センターに連絡する。
2. 飼育作業中の動物への対応：直ちに動物をケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。
※ケージの落下、飼育棚の転倒防止などを確認するが困難な場合は、ケージを床に置く。
3. 使用中の機器への対応：直ちに緊急停止ボタンを押して機械を停止させ電源を切る。
4. 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応：直ちに閉栓する。
5. 飼育室からの脱出：脱出時には動物が逃亡しないよう必ず扉を閉める。
6. エレベーター使用中の対応：直ちに近くの階に停止し脱出する。脱出困難な際は非常ボタンを押し防災センターに連絡する。
7. 救出・初期消火活動：災害が軽い時は逃げ遅れた人の救出、初期消火活動等を行う。
8. 実験動物研究所外への脱出：エレベーターは使用せず、階段を使用して脱出する。
※緊急避難用の屋外階段の使用は状況を鑑み使用する。
※脱出時には開けた扉を必ず閉める。
9. 災害後の安全確認と研究所内の状況把握、復旧作業：安全を確認後に研究所内に立ち入り、被害状況および動物の状態を把握する。

(勤務時間外)

1. 研究所または指定場所への集合：可能な限り出勤するが、出勤不可の場合は所長（補佐）に連絡する。
※研究所に入室不可の際は、指定避難場所で待機する。
2. 安否・出勤確認：教員の指示に従い、職員の安否・出勤の可否を連絡網を使用し確認する。
3. 研究所内の状況把握：十分に安全を確認後、研究所内に入り被害状況、動物の状態を把握する。
4. 復旧作業：災害の程度に応じその段取りを研究所会議で行い可能な限り速やかに行う。

B. 研究所利用者用

1. 災害発生時

身体の安全確保を行い、災害規模に応じて行動する。

急を要する場合は、守衛室（内線42199）もしくは防災センター（内線21196）に連絡する。

2. 実験中の動物への対応

災害発生時は動物の飼育室および実験室外への逃亡防止に努める。

実験中の小動物はケージに収容し、また覚醒下の大動物はケージに収容する。

3. 使用中の機器への対応

直ちに緊急停止ボタンを押して機械を停止させ電源を切る。

4. 使用中の薬品への対応

落下しないよう床に置く等の対処をする。

発火性・爆発性のある薬品は大学が定める方法に従う。

5. 電気・水道・酸素・二酸化炭素への対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6. エレベーター使用中の対応

直ちに近くの階に停止させ脱出する。

脱出困難な場合は非常ボタンを押して防災センターに連絡する。

7. 飼育室、実験室からの脱出

脱出時は、動物の逃亡防止のため必ず各部屋の扉を閉める

8. 災害発生の対応

研究所職員の勤務時間（平日 9:00-17:20、土曜 9:00-13:00）は、大声で事態を知らせ、各所に配置された学内内線電話および飼育室にある事務室呼出ボタンで研究所事務室に連絡し、勤務時間外は守衛室もしくは防災センターに連絡する。

9. 研究所外へ脱出

エレベーターは使用せず、階段を使用して脱出する。

10. 研究所職員へ状況報告

後日、実験中の動物に対する対応および脱出経路について報告する。

11. 災害後の動物の確認と安楽死

建物の安全確認後、災害時に放置した動物を確認し研究所職員に対処を相談する。

災害の規模が大きく全動物を適正な維持が困難と判断された場合、研究所と協議の上、利用者が実験用動物を安楽死する

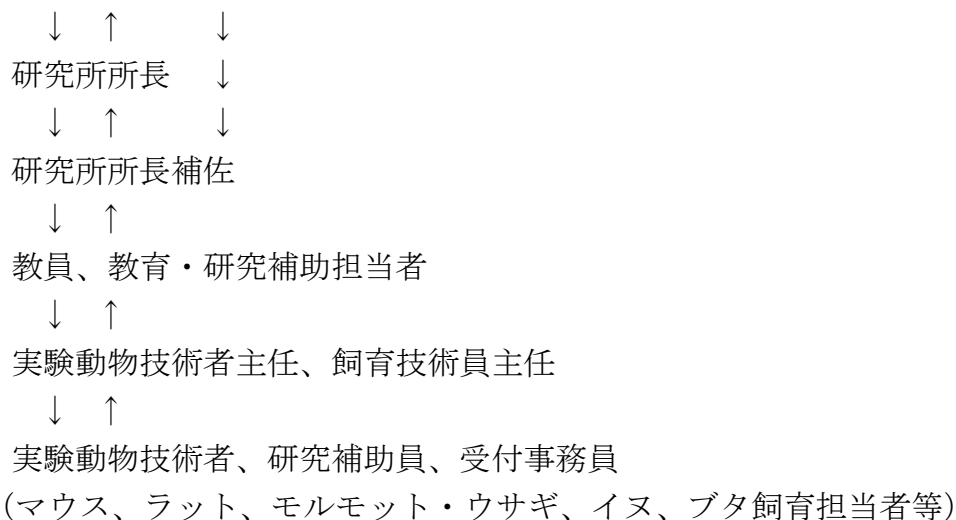
12. その他

その他必要と考えられる措置が必要な場合は研究所に連絡する。

C. 災害時の緊急連絡網

研究所内の連絡網

学校法人東京女子医科大学



D. 緊急時連絡体制

1. 遺伝子組換え動物：遺伝子組換え実験安全委員会の定めた手順に従う
2. その他：研究所の定めた連絡網等に準じて行う(C. 災害時の緊急連絡網 参照)

E. 事業継続、復旧

1. 被害状況の把握整理
 - a. 研究所職員の安全を確認する（出勤可否の確認を含む）
 - b. 研究所設備の被害（建物設備、飼育機材、給餌給水体制の保存状態、動物屍体保存場所使用可否）等を確認する
 - c. 飼育動物の飼育室内外への逸走の有無の確認する
 - c-1. 飼育室内逸走動物が有った場合は、緊急に別途収容する
 - c-2. 屋外に動物の逸走が有った場合、可能な限り収容し別途保管、不可能だった場合、情報を収集して対策本部に報告する
 - d. ライフライン、空調、エレベーター等の点検
2. 対策本部を設置し、把握された被害状況に応じて対処、復旧作業を講じる
 - a. 大学へ状況報告をし、必要な場合、支援を要請する
 - b. 必要な場合、研究所利用者へ状況報告、並びに利用者への協力を要請する
 - c. ライフラインや研究所設備の被害状況から飼育継続困難が想定された場合、動物の安楽処分について検討する
 - d. 必要があれば、国動協／公私動協あるいは、文部科学省、自治体へ、大学を通じて報告、支援を要請する
 - e. 長期化が予想される場合、飼育動物数調整及び飼育管理体制の再構築を検討する
 - f. マスコミ、近隣住民等からの質問あるいは取材依頼等に対しては、大学を通して対応する

F. 緊急時の準備

1. 飼料、飲水、飼育機材等は、普段からスペース、あるいは使用状況等から可能な範囲で、備蓄を心掛ける（飼料は1ヶ月程度）
2. 危険物・可燃物、薬品等は法規並びに大学の指示に則って適正な管理保管を行う(原則、共同利用部分では保管しない)
3. 各種機器類および180cm以上の棚類は、日常適切に固定等対策を講じる
4. その他災害時の一般的な対応（非常口確保・点検、避難経路、安全保護具の確認等）は、大学の防災マニュアルに準じて対応する

G. 咬・搔傷、血液・分泌物・排泄物等による汚染、並びに汚染飼育器材等による負傷への対応

1. 必要に応じた応急処置*

- a. 大量の水道水、滅菌生理食塩水、弱酸性水等による患部の十分な洗浄
- b. 血液の絞りだし、スポンジ・ブラシ等による負傷部位深部までの洗浄
- c. ヨード系消毒薬（イソジン）や消毒用アルコール等による深部までの消毒
- d. 滅菌ガーゼ・乾綿等による止血後の消毒薬の再塗布
- e. 受診に備えた連絡先（本院、総合診療科ないし感染症科）**

2. 応急処置後の対処

- a. 人獣共通感染症に罹患している可能性がある動物が関係する事故時には、応急処置（水洗、消毒、止血等）後速やかに上記(本院、感染症科**)を受診して治療を受ける
- b. SPF動物による場合も、応急処置後、状況に応じて上記**を受診、治療を受ける
- c. 状況により必要があれば、動物実験委員会（事務局：研究支援部）に状況報告

* 準備しておくことが望ましい常備薬等

- ・ 患部の洗浄に必要な十分量の滅菌生理食塩水、弱酸性水等
- ・ 消毒用アルコール、ヨード系消毒薬（イソジン）、クロールヘキシジン（ヒビテン）、簡易絆創膏、簡易包帯等

** 感染症科 医局（内線 38462 / 24時間on call対応）

状況判断が不明瞭な場合、総合診療科を受診後、感染症科等適切なコンサルテーションを受けてもよい

H. 学内動物飼養保管施設の管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関しては実験動物研究所が作成した研究所防災の手引きを関係者に対して周知すること。また、管理者等は、緊急事態発生時において、研究所防災の手引きを準用し、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努める。